



Title	営業秘密侵害罪の主観的要件を考える
Author(s)	帖佐, 隆
Citation	大阪大学, 2025, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/101514
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名（帖佐隆）	
論文題名	営業秘密侵害罪の主観的要件を考える
論文内容の要旨	
<p>営業秘密を侵害したことに対する刑事罰として営業秘密侵害罪があり、不正競争防止法の21条1項各号、2項各号においてその犯罪類型が定められている。各号においてはさまざまな犯罪類型が規定されているが、いずれも同じ文言の主観的要件が規定されており、その文言は「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で」（不正利得加害目的）とされている。本論文は、この文言の解釈論について検討するものである。</p> <p>まず、「第一、はじめに」では、この「不正利得加害目的」という主観的要件を紹介するとともに、どのような解釈論をとれば適切な处罚範囲となるかという本論文を通じての問題意識を示した。</p> <p>次に、「第二、営業秘密保護の意義と保護法益」では、目的要件の検討を行うための基礎として、営業秘密保護の必要性、保護法益、規制対象行為、そしてそれらの関係などを説明した。営業秘密侵害罪の保護法益は、「公正な競争秩序の維持」（社会的法益）及び「営業秘密の財産的価値」（個人的法益）であり、営業秘密の使用行為又は開示行為がその法益を侵害する行為であることを説明した。また、後者の法益については、営業秘密の不正取得行為によっても侵害されることを説明した。</p> <p>「第三、不正利得加害目的の概要、立法趣旨、そして消極的動機説」においては、当該目的要件に対する有力な解釈論として、背任罪における消極的動機説を転用する説を紹介し、現在の経済産業省の見解もこれに近づいていいる旨を指摘するとともに、これらの見解には重大な問題があることを明らかにした。不正利得加害目的については、立案過程時の審議会の影響から背任罪に由来する「図利加害目的」の呼称がしばしば使用され、そのことが上記各見解成立の基礎となっている。しかし、現行の営業秘密侵害罪の文言は背任罪のそれと異なり、また、法文の趣旨や構成要件の構造も背任罪とは別物であるため、背任罪の解釈を転用する根拠を持たない。</p> <p>「第四、不正利得加害目的の解釈論（総論）」においては、不正利得加害目的の解釈についての基本的な考え方を総論的な見地から述べた。基本的な考え方として、目的の解釈は、営業秘密侵害罪の保護法益等から導かれるべきことを示した。まず、「不正な利益を得る目的」は、「公正な競争秩序の維持」（社会的法益）に対応する。「不正の利益」がいう「不正」には不正競争防止法特有の意味があり、「成果の冒用」を指し、「不正競争」の「競争」はライバル関係等といった狭い意味（狭義）のものではなく、価格や品質の高低優劣が競争の勝敗に比例的に反映することという広い意味（広義）の「競争」の意味である。そして、不正の利益を得る目的の「利益」とは経済的利益のみを指すと解釈される。次に、「営業秘密保有者に損害を加える目的」は、「営業秘密の財産的価値」（個人的法益）に対応し、使用・開示による営業秘密の財産的価値の毀損を内容とする。さらに、公益目的での開示等の行為は変わらずに不可罰とすることと上記両目的との関係についても検討した。</p> <p>「第五、不正利得加害目的の解釈論（各論）」では、総論における検討を前提として、各号の犯罪類型における具体的な解釈、および、その適用について検討した。その際には、各行為態様と本罪の保護法益の侵害・危殆化との関係について考えつつ、「目的」を「動機」と考えるか、「認識・認容」と考えるかなどといった点につき、各号ごとに個別に検討を行っている。例えば、2項1号の「領得」罪については、同目的について、「近い将来の使用又は開示による」「不正利得加害」の「動機」だと解すべき旨を提案した。使用又は開示がなければ法益侵害は発生せず、上記のように考えなければ法益侵害の危殆化もないからである。一方、2項2号から4号までについては、使用又は開示が行為態様であり原則法益侵害があることから、不正利得加害の「認識・認容」で足りるとすることを示した。</p> <p>「第六、主観的要件における他の学説とその検討」では、第三で批判した有力説以外に、不正利得加害目的について検討している他の学説を紹介・検討した。上記有力説は、実際にはあまり広い支持を得られておらず、理由付</p>	

ければ様々ながら目的要件の限定を志向する見解が多数で、筆者の考え方と共通点を持つものも見られることを示した。

「第七、主観的要件における判例／裁判例」では、不正利得加害目的要件について判断した最高裁判例を検討したほか、目的要件に関連する下級審裁判例を通覧した。最高裁判例については、調査官解説などで中立的な立場を採ったとの指摘があるが、その決定文を具に見れば、むしろ筆者の見解に親和的であること、および、下級審裁判例については、一部を除いて筆者の考え方から説明可能なものがほとんどであることを示した。

「第八、米国経済スパイ法の検討」では、米国の経済スパイ法を採り上げ、比較法観点からの検討を行った。米国経済スパイ法1832条においては、日本の営業秘密侵害罪と類似する行為態様が規制されているところ、その目的要件は「経済的利益」得る目的に限定されている。そして、目的要件が関連した複数の裁判例の検討を通じて、経済的利益を得る目的を判断するために、営業秘密の使用・開示の有無が事実上決定的になっていることを明らかにし、営業秘密保護法制の中核が、日本と米国で異なることを示した。

「第九、おわりに」では、上記をもとにまとめ等を行い、営業秘密侵害罪の主観的要件の解釈論について、本稿がある程度妥当性ある解釈論を提示できたことを確認した。

以上

論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏名(帖佐隆)		
	(職)		氏名
論文審査担当者	主査	准教授	品田 智史
	副査	教授	島岡 まな
	副査	教授	豊田 兼彦

論文審査の結果の要旨

【本論文の意義】

刑法典の総則規定、および、刑法総論の理論は、刑法典以外の刑罰法規、すなわち特別刑法にも妥当する。しかしながら、特別刑法が、他の法令の一部である場合、当該法令の知識も必要になることから、そのような刑罰法規の理論的検討は、相対的に手薄にならざるをえない。不正競争防止法上の営業秘密侵害罪もその一つで、実務上頻繁に用いられる重要な刑罰法規であるにもかかわらず、その理論的検討は必ずしも十分とは言えない状況にあった。帖佐氏の博士学位申請論文「営業秘密侵害罪の主観的要件を考える」は、知的財産法の専門家である申請者が、営業秘密侵害罪について、刑法理論に基づく包括的な検討を加えるものである。

営業秘密侵害罪とは一つの犯罪類型を指すものではなく、営業秘密の不正使用・開示を中心に、その取得・領得などの準備的行為や、不正使用による生成物の移転に関する行為など、営業秘密に関する様々な行為類型のいわば総称であり、不正競争防止法21条1項1～5号、2項1～5号に定められている。それぞれの犯罪類型は、全て「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的」という共通の目的要件を持ち、本論文は、これにスポットを当てるものである。ただし、本論文の内容は、単一の目的要件だけを検討するというものにはとどまらない。営業秘密侵害罪は故意犯であり、目的という故意以外の主観的要件を検討するためには、故意と目的との関係に目を向けることが必要不可欠である。そして、故意とは客観的構成要件要素の認識・認容なので、必然的に客観的構成要件についても検討することになる。したがって、本論文は、目的要件の検討という文脈ながらも、実質的に、営業秘密侵害罪全体の包括的検討をおこなっている。最近では、営業秘密侵害罪の目的要件についての最高裁判例が登場したこともあり、刑法学の観点から目的要件について検討する研究が登場はじめたが、個々の類型の検討にとどまり、本論文のような包括的・統一的な検討をしたものを見当たらない。

また、本論文は、アメリカ経済スパイ法（連邦法典1831条から1839条）における営業秘密侵害罪に相応する1832条について、その主観的要件を中心に規定の内容や裁判例を紹介し、分析を加えている。この点にも意義が認められる。

【本論文の構成と内容】本学位申請論文は、九つの章からなる。

まず、「第一、はじめに」では、営業秘密侵害罪の目的要件（「不正利得加害目的」と呼称される）が紹介され、適切な処罰範囲の画定という本論文を通じての問題意識が示される。

次に、「第二、営業秘密保護の意義と保護法益」では、営業秘密侵害罪の保護法益が示される。同罪の保護法益は、個人的法益である「営業秘密の財産的価値」と社会的法益である「公正な競争秩序の維持」の二つであるとされる。申請者は、このうち後者の社会的法益がより重要であるとした上で、その内容を決定づける「公正な競争秩序」について、「成果の程度に応じた（経済的な）勝者の決定を歪曲しないとする秩序」と定義する。一方、前者の個人的法益については、従たるもので、財産価値の低下は営業秘密の独占性の喪失によってもたらされるとする。以上の保護法益と

の関係で、各行為類型の法益侵害・危殆化の有無・内容について整理が行われ、目的要件が本罪の法益侵害・危殆化を基礎づける重要な役割を持つという基本的視点が示される。

「第三、不正利得加害目的の概要、立法趣旨、そして消極的動機説」においては、目的要件について、不正競争防止法を所管する経済産業省が支持していると見られる有力説について紹介した上で、その内容を鋭く批判する。有力説は、背任罪（刑法247条）における目的要件に関する通説である消極的動機説を、若干の修正を加えつつ営業秘密侵害罪に転用しようとする見解で、秘密保有者のための行為、および、公益目的の行為以外は全て目的要件を充足するという立場である。本論文は、この見解が根拠とする、営業秘密侵害罪の目的要件と背任罪との文言の類似性、および、立法時の議論について、いずれも十分な根拠を持たないことを指摘した上で、立案担当者らが営業秘密侵害罪の目的要件の呼称について、文言が異なるにもかかわらず背任罪と同じ「図利加害目的」を安易に用い続けていることが大きな誤解を生んでいると非難する。また、本罪の立案趣旨において、目的要件が処罰範囲を明確に限定するため違法性を基礎づける機能を持つものとされていること、法益侵害を示す「財産上の損害」を要件とするため加害目的との関係が問題となる背任罪と異なり、営業秘密侵害罪には法益侵害を条文上要求していない類型があり、とりわけ2項1号の領得類型について、有力説では処罰の基礎を欠くことになる、などとの批判を述べる。

「第四、不正利得加害目的の解釈論（総論）」においては、不正利得加害目的の解釈についての基本的な考え方が示される。目的要件の解釈は、営業秘密侵害罪の保護法益から基本的に導かれ、「不正な利益を得る目的」は、「公正な競争秩序の維持」（社会的法益）に対応する。その際、不正競争は競業関係にある者だけではなく、異なる取引段階や異業種の者によってもたらされるとする（それぞれを狭義の「競争」、広義の「競争」（の侵害）と呼称している）。そして、「営業秘密保有者に損害を加える目的」は、「営業秘密の財産的価値」（個人的法益）に対応する。また、公益目的による行為は不可罰とするのが法の趣旨で、目的要件はその機能を担うともする。

「第五、不正利得加害目的の解釈論（各論）」では、各号の犯罪類型における具体的な解釈と、それに基づく適用について検討がなされている。例えば、2項1号の領得類型については、使用・開示の準備的行為である領得は、それ自体は法益侵害を惹起せず、客観的には可罰的な法益危殆化もないため、目的要件がその可罰性を基礎づけることから、同号の目的要件は、「近い将来の使用又は開示による不正な経済的利益を得ること、又は、加害の動機」であるとする。他方、2項2号などの使用・開示類型については、当該行為によって法益が侵害されているので、「当該使用・開示行為によって、不正な経済的利益を得ること、または、保有者に損害を加えることの認識・認容」で足り、動機までは必要がないとする。

「第六、主観的要件における他の学説とその検討」、「第七、主観的要件における判例／裁判例」では、主観的要件に関する刑法学説と裁判例の網羅的な検討が行われている。学説については、第三で紹介された有力説が実際にはあまり支持を得られていないこと、また、裁判例については、近時登場した最高裁判例に対する検討が行われ、調査官解説などでは判例が中立的な立場を採ったとの指摘があるが、判例の表現の詳細な検討や事実関係に鑑みれば、本論文の見解に親和的であることなどが示されている。

「第八、米国経済スパイ法の検討」では、米国の経済スパイ法が採り上げられている。米国経済スパイ法の1832条においては、日本の営業秘密侵害罪と類似する行為態様が規制されているが、主観的要件が「経済的利益」を得る目的に限定されている。その経済的利益を得る目的を判断するために、裁判例においては、営業秘密の使用・開示の有無が事実上決定的となっている傾向にあることから、営業秘密保護法制の中核が、日本と米国で異なることが示されている。

最後に「第九、おわりに」で、以上の検討のまとめが行われている。

【本論文に対する評価】

冒頭の【本論文の意義】で示した通り、本学位申請論文は、営業秘密侵害罪の目的要件の検討という形ではあるものの、同罪の各類型について、それぞれ具体的な事例を挙げながら、客観的要件と主観的要件の両面について詳細な検討を行うものであり、刑法学の論文として、本罪に関するはじめての包括的研究論文と呼べるものである。また、不正競争防止法を所管する経済産業省が支持していると見られる有力説について、様々な観点から鋭い批判を加えており、その説得力は相当の

ものがある。今後、有力説は何らかの対応を必要とするものと思われる。

一方で、本論文の採用する見解について、（一部の類型について）何故認識ではなく動機まで必要なのか、侵害された法益ではなく行為者の目的に経済的利益という限定がかかるのは何故なのかという点について、他の犯罪類型（例えば背任罪）において、伝統的には類似の主張が見られるところではあるものの、とりわけ現在の理論的状況に基づけば、説得的な論証が十分になされているとは必ずしもいえない。この点は、積極的な目的要件を要求する他の犯罪類型との比較が十分ではないことに起因する。もっとも、そのような難点はあるものの、本論文は、我が国における営業秘密侵害罪の研究の基礎をなすものの一つに位置付けられることに疑いはない。

以上の理由により、本論文は、課程博士に相応しい内容を備えており、よって、申請者である帖佐隆氏に博士の学位を授与することができるものと審査員は全員一致で判断する。